

第 1 7 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市農業委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を公開とした決定は妥当であるが、審査請求人の公開請求に対して、農地基本台帳整備等実施要領（以下「本件要領」という。）を審査請求人の公開請求に係る行政文書として追加特定し、改めて、公開決定をすべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成26年 5月12日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、農地法（昭和27年法律第 229号）第30条第 1項の「利用状況調査」について、農林水産省の指針に従って、調査の時期、方法、実施体制など、調査の実施に係る基本的な事項について、農業委員会において作成した文書（要領や規程など）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月26日、実施機関は、本件公開請求に対して、遊休農地に関する事務処理マニュアル（以下「本件マニュアル」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求した文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件マニュアルは、農家の自己申告の調査資料のみで作成した農地基本台帳の整備をもって利用状況調査を実施したことになっている等、農林水産省が示した指針に合致しない点があり、改正農地法に従っていない不適切なマニュアルであるため、正規のマニュアルの公開を求める。

- (2) また、農家の自己申告による調査についても、一部の農地については本件マニュアルとは別に存在する規定により対象から除外されている。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、公開された本件マニュアルは正式なマニュアルではないと主張しているが、実施機関が公開した本件マニュアルは、改正農地法を反映している正式なマニュアルであり、それが偽りのものであるとの事実はなく、審査請求人の主張は失当である。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件マニュアルが、本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否か及び本件マニュアル以外に対象となる行政文書が存在するか否かが争点となっている。

2 本件マニュアルについて

- (1) 審査請求人が請求している行政文書は、農地法第30条第 1項に基づく農地の利用状況調査について、時期、方法、実施体制など、調査の実施に係る基本的な事項について、実施機関において作成した文書（要領や規程）である。

- (2) まず、本件マニュアルが、本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否かを判断する。

ア 本件マニュアルは、平成21年12月の農地法改正により利用状況調査が法定化されたことを受け、平成22年 6月に実施機関により農業委員会事務局内部の事務処理のため作成されたものである。

イ また、本件マニュアルには、利用状況調査の時期、方法、実施体制など、調査の実施に係る基本的な事項が記載されている。

ウ したがって、本件マニュアルは、本件公開請求の対象となる行政文書に該当すると認められる。

3 本件要領について

- (1) 次に、審査請求人は、実施機関が利用状況調査として実施している、農

家からの自己申告に基づく農地基本台帳の整備について、一部の農地が別に存在する規定により除外されている旨主張しており、かかる文書の有無及びこれが公開の対象となるか否かについて検討する。

ア 実施機関においては、毎年 8 月 1 日時点の各農家の農地に関する情報の申告を受け、農地基本台帳の整備を行っている。

イ 本件マニュアルにおいて、市街化区域内農地のうち生産緑地を除いた農地及び市街化調整区域内農地のうち農用地区域を除いた農地については、各農家の農地に関する情報の申告を受け、農地基本台帳を整備することにより利用状況調査に替えることとしている。

ウ 当審査会の調査によると、農地基本台帳の整備については、実施機関において、本件要領に基づいて実施しており、本件要領第 2 条において、農地基本台帳の点検等は、名古屋市農業委員会の区域内において居住する 10 アール以上の農地について耕作の業務を営む世帯を対象として実施するものとしている。

エ また、実施機関が利用状況調査として実施している固定資産課税台帳と農地基本台帳との照合についても、本件要領に記載されている。

オ したがって、一部の農地については、本件マニュアルとは別に定められた本件要領に基づいて利用状況調査が実施されている。

カ 以上のことから、本件要領も、農地法第 30 条第 1 項の利用状況調査の実施に係る基本的な事項を定めた要領に該当し、本件公開請求の対象となる行政文書として特定すべきである。

(2) 次に、本件要領に条例第 7 条第 1 項各号に該当する情報が含まれるか否かを判断する。

ア 本件要領は、実施機関において、法令業務の適正かつ円滑な処理及び農業振興に資することを目的に農地基本台帳の整備等について定めたものであり、当該文書に記載されている内容については、非公開とすべき情報が含まれているとは認められない。

イ したがって、本件要領には、条例第 7 条第 1 項各号のいずれに該当する情報も含まれない。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 6月26日	諮問書の受理
7月 7日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月12日	実施機関の弁明意見書を受理
8月22日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
平成26年 9月 3日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成27年 5月22日 (第174回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
9月18日 (第178回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
11月13日 (第180回審査会)	調査審議
平成28年 1月15日 (第182回審査会)	調査審議
平成28年 2月 8日	答申